

結婚新生活支援補助金のご案内

若年世帯の定住促進および、結婚に伴う新生活の支援を行い、経済的不安の軽減を図り、少子化対策の強化をするために橋本市結婚新生活支援補助金を交付します。詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

【シティプロモーション課】

●支給要件 下記の要件をすべて満たすこと。

- 令和5年度中に入籍した夫婦
- 夫婦とも橋本市に住居登録があること
- 夫婦の合計所得金額の合計が500万円未満であること（直近年度の課税証明書で確認）
- 夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること
- 国の住宅に係る補助金を受けていないこと
- ※令和5年度中に橋本市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯も対象となります。

●補助対象費用

令和5年度中に支給要件に該当し、市内での住宅の取得または賃借のために要した費用のうち、購入費、家賃（1カ月分）、共益費（1カ月分）・仲介手数料など、転居に要する経費

●支給額

補助対象費用の実支出額（上限30万円）

●申し込み・問い合わせ

シティプロモーション課 ☎33-6106



「産業振興基金事業補助金」で意欲ある企業・農業者を応援します

本市産業の活性化と発展のため、市内の意欲ある企業・農業者などが行う新商品開発や展示会・商談会出展などを支援します。

【産業振興課】

募集事業

①新商品の開発に関する事業

市内の農林水産物などの地域資源を活用し、自社製品として新商品を開発する費用を補助します。審査会でプレゼンテーションを行い、採択される必要があります。

●補助対象経費

研究・開発費、委託費、借料、旅費、専門家謝金、専門家旅費、広報費

●補助率 3分の2（限度額100万円）

●受付期間 4月11日(火)～5月10日(水)

②展示会・商談会に関する事業

販路開拓・販路拡大に向けた市外の展示会（オンラインを含む）などへ自社製品を出展する費用を補助します。

ただし、販売を主目的とした物販などは対象なりません。

●補助対象経費

出展料、展示装飾費、委託費、借料、旅費、通信運搬費、広報費、雑役務費

●補助率 2分の1（限度額20万円）

●受付期限 4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

③バイヤーの招へいに関する事業

販路開拓・販路拡大に向け、主に商談などを行う目的でバイヤーを招へいする費用を補助します。

●補助対象経費 招へいするバイヤーの旅費

●補助率 2分の1（限度額5万円）

●受付期限 4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

④賞獲得に関する事業

本市のふるさと納税返礼品に登録されている自社製品で、世間一般に認知された賞の受賞を目指し、応募する費用を補助します。

●補助対象経費 申請費、通信運搬費、認定費

●補助率 2分の1（限度額5万円）

●受付期限 4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

●補助金の交付対象者

市内に住所および主たる事業所がある人、または市内に登録された本店・支店がある法人

●申し込み・問い合わせ

産業振興課 ☎33-1247
Eメール sangyo@city.hashimoto.lg.jp



4月から市の組織の一部が変わります

市では、行政課題に的確に対応し、効率よく行政サービスを提供できるように組織の一部を見直します。

【政策企画課】



地域振興室の設置

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例に規定する地域運営組織の設立に向けた取り組みを加速させるため、地域活動・市民協働を推進する室を総合政策部内に設置します。

※政策企画課地域振興係、総務課の自治振興に関する業務を統合します。

水道環境部などの体制見直し

水道環境部を上下水道事業などに特化し、上下水道部に名称変更するとともに、地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向け、生活環境課および環境美化センターを総務部に編入します。

また、市民相談係（消費生活センター）を市民課から生活環境課に変更します。

経済推進部の再編

事業者支援・ふるさと納税制度の活用などによる市内の稼ぐ力を強化する部署として産業振興課を設置します。

また、地域外からの交流の機会を増やし



関係人口を創出し、定住人口につなげる部署に再編し、シティプロモーション課を設置することで、地域経済の活性化を図ります。

課	係
シティセールス推進課	商工サポート係
	シティプロモーション係
はしもとブランド推進室	—

課	係
産業振興課	産業支援係
	ふるさと納税係
シティプロモーション課	交流定住係
	にぎわい係

高齢者用肺炎球菌予防接種について

令和5年度の高齢者用肺炎球菌の定期予防接種対象者には予防接種券を送付しています。接種を受ける場合は事前に実施機関へ電話などで予約してください。なお、過去に当ワクチンを接種した人は対象外です。

【いきいき健康課】



●対象年齢と生年月日

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ

●接種回数・接種期間

1回・令和6年3月31日まで

●費用

3,000円（生活保護受給者は無料）

●持ち物

予防接種券、年齢や住所が確認できるもの（健康保険証や運転免許証など）

※予防接種手帳をお持ちの方は、持参してください。

●その他

60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある人（身体障害者手帳1級相当）も定期予防接種の対象になります。

●問い合わせ

いきいき健康課 ☎33-6111